

議案第 6 4 号

丹波少年自然の家事務組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、丹波少年自然の家事務組合を解散することについて構成団体と協議する。

よって、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 8 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

（提案理由）

令和 6 年 3 月 3 1 日限りで丹波少年自然の家事務組合を解散することについて、構成団体と協議する必要があるため、議会の議決を求めるものである。